

# 【福島市ゆかりの会規約】

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、福島市ゆかりの会(以下「本会」という。)と称する。

(会員)

第2条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 一 福島市出身の者
- 二 福島市にゆかりのある者
- 三 福島市に愛着、関心のある者

(事務局)

第3条 本会は、事務局を福島県福島市五老内町3番1号 福島市役所政策調整課内におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、福島市にゆかりのある者がふるさとを想い、親睦交流とネットワークを広げ深めることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 会員相互の親睦交流
- 二 福島市に関する情報発信
- 三 その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 役 員

(役員)

第6条 本会に、次の役員をおくことができる。

- 一 会長
- 二 副会長 若干名
- 三 顧問 若干名

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 役員は、会の運営にあたる。
- 4 顧問は、会の運営等に対し助言する。

(役員選任)

第8条 役員は、総会の議を経て会員の中から選出し、互選により、会長を選任する。

- 2 副会長、役員、顧問は、総会の議を経て会員の中から選任し、会長がこれを委嘱するものとする。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、補欠を選任することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 顧問の任期は設けないこととする。

(役員報酬)

第10条 役員は、すべて無報酬とする。

## 第4章 会 議

(総会)

第11条 本会は、会長が第6条に定める役員を招集し、総会を開くことができる。ただし、開催方法については会長が決定することができる。

- 2 総会は、会長が議長となる。

(議案)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- 一 前年度の事業報告
- 二 当年度の事業計画案
- 三 役員選任及び承認
- 四 規約の承認及び改廃
- 五 その他会務に関する重要事項

(定足数及び議決)

第13条 総会は当日の出席者をもって成立し、議事は、出席者の過半数の賛同をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。なお、欠席の場合は議長への委任を認めることとする。

2 会議の出席者は代理を認めることとする。

3 会長が必要と認める場合は、書面による議決とすることができる。

## 第5章 特別役員の設置

(特別役員)

第14条 本会の発展に寄与するため次の特別役員をおく。

一 特別顧問 若干名

二 理事 若干名

三 その他必要と認める者

## 第6章 会 費

(会費)

第15条 会費は、無料とする。

## 第7章 入退会

(入退会)

第16条 本会に入会または退会しようとするものは事務局に申し出ることにする。

## 第8章 事業年度

(事業年度)

第17条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第9章 雑 則

(施行細則)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則

1 この規約は令和3年3月28日から施行する。

1 この規約は令和 5 年6月15日から施行する。